

# 労働運動と 企業社会

編

田沼 肇

大月書店

## まえがき

この本の出版目的は、二一世紀を迎えようとしている今日における内外の労働運動のいくつかの側面に、理論のおよび実践的な光をあてようとするところにある。

私たちは、労働運動の内側で、研究と実践を積み重ねている。従来の意味でのアカデミーに属してはいないが、新しいタイプの研究者の集まりである。いずれも法政大学社会学部大学院田沼ゼミの卒業生で、自分たちの実践的な運動の前進に心を配りながら、しかも積極的な論争を展開することを志している。

労働問題の研究は、今日、必ずしもいきいきとした生命力を發揮しているとはいえない。とくに、今日の労働問題研究は、政策や制度を労働者固有の立場から専門的に取り上げ、制度的に認識をひろげるといふ点で、行き止まりの感がないわけではない。この現状を打開するためには、制度的研究の偏重から脱皮し、現状分析を土台にして、新しい方法論を確立せねばなるまい。

私たちの研究も、旧来の大枠から十分に脱皮しているとはいえないが、メンバーに多少の異動はあったものの、我が国の労働組合運動を新しい視点から、見直す努力を、長期間にわたって続けてきた。この本は、その歩みの中間報告である。この歩みの途上で、大野喜実（法政大学大原社研所員）、君塚宏（国民生活センター所員）という二人の優秀な人材を失ったことは痛手であった。両君への追悼の意を込めて本書を上梓する。

私自身は数年前からパーキンソン病という難病に冒されている。そのためもあって、この本をまとめるには長い時間が必要であった。難病により身体障害者になったことは、私にとって、たんに身体が不自由になったことだけでなく、社会の矛盾がもう一つ明らかになる窓が開かれたことを意味した。私は、自分が直面している現実には、従来の労働運動研究の理論的枠組みを超えている問題が多いことを痛感している。

社会保障の充実と障害者の人権の擁護は、保障や擁護を受ける者にとっての切望であるだけでなく、保障や擁護を与える側の人々にとっても、自分の人間としての生命の質の向上に役立ちうることでなく、保障や

もちろん、障害者の一人になった私自身の立場からすれば、社会保障や人権擁護の充実を要求する運動は、誰よりもまず障害者たち自身が連帯して自主的に力を尽くすべきことである。とはいえ、障害者はそのため必要な気力と体力をもちえないことが稀でないことを、私は時折り実感する。

右の二つのことは、いわゆる社会福祉政策の枠を超えた国際的および国内的ないろいろな社会問題にも当てはまるように思われる。

私たちは、本書を手始めにして、労働者の全生涯にわたる生産労働、消費生活、文化を豊かにするための理論に、ささやかでも寄与してゆきたいと願っている。志を同じくする多くの方々から、ご批判、ご援助をいただきたい。

一九九三年八月

田 沼 肇

# 目次

まえがき ..... 田沼 肇 3

企業社会と労働組合 ..... 木下 武男 9

## I 企業社会論の系譜

1 経済学的アプローチ 13

2 政治学的アプローチ 18

3 労使関係論的アプローチ 22

4 政治主義的アプローチ 25

## II 企業社会の三成層

一 労働者の支配・統合の場としての民間大企業における企業社会 31

1 「企業依存と競争」の構造——日本の賃金雇用慣行 31

- 2 「擬似的協同労働の世界」——日本の生産システム 39
  - 3 三位一体の労働者抑圧システム 49
  - 二 産業社会の「企業社会」化 52
    - 1 産業社会と編成原理 52
    - 2 産業社会における「ノー・ユニオン」状況の現出 54
    - 3 競争社会 59
    - 4 格差社会 62
    - 5 階級分断・「融合」の社会 66
  - 三 企業本位の市民社会 72
- アメリカと日本の歴史に学ぶもの——戦後労働運動の底流……阿井 悠 81
- 一 “一九六〇年代”への道 84
    - 1 〈民主化〉から〈工業化〉路線へ 84
    - 2 生産性向上運動と技術革新のゆくえ 89
  - 二 アメリカの“一九二〇年代”と日本の“一九六〇年代” 92
    - 1 二つの時代の類似点をさぐる 92
    - 2 二つの時代の相違点 97

三 「春闘」の本質をさぐる 100

1 フォードの「五ドル賃金制」と「春闘」の社会的機能 100

2 「春闘」の社会的機能を考える 106

四 「春闘」の背後の深いヤミ——「企業別組合三段階論」 112

1 企業別組合 114

2 生産性向上運動 120

3 「春闘」 123

五 「春闘」の内なる問題点——企業から自立した「生活戦略」の欠落と「企業

社会」との関係をめぐる 129

1 企業から自立した「生活戦略」の欠落 130

2 「企業社会」と「春闘」の秩序 134

むすびにかえて——いま、歴史に学ぶもの 138

職安行政の新たな展開と「変質」……………斎藤 力 145

一 産業政策への従属を強める労働政策 150

二 「民活化」がすすむ職安行政 153

三 「民間労働力需給システム」の重視 157

|                                  |      |
|----------------------------------|------|
| 四 「専門店化」をすすめる職安行政                | 160  |
| 五 国民の立場に立った職安行政の確立を              | 164  |
| 高齡者雇用政策・その焦点と盲点……………             | 丸谷 肇 |
| 一 労働政策における「高齡化社会への対応」            | 171  |
| 二 定年延長は前進しているか——そのパラドックス         | 175  |
| 三 高齡労働市場の形成——短時間就労とハッピーリタイアへのすすめ | 180  |
| 四 高齡者雇用政策の課題                     | 184  |
| 職業能力の形成と企業社会……………                | 星村博文 |
| 一 能力開発の「日本的構造」                   | 194  |
| 二 日本の構造の現代的形成・1                  | 198  |
| 三 日本の構造の現代的形成・2                  | 205  |
| むすびにかえて                          | 210  |

田沼 肇

企業社会と社会的規制

——今後の研究方向について

私たちの研究会では、これまで長い期間をかけ、労働組合と社会政策の二つにテーマについて共同研究をすすめてきました。メンバーの多くが、労働組合活動の現場で働いていることもあって、研究会の問題関心は、今日の「企業社会」状況のほうに、移ってきました。労働組合論と、社会政策論の両面を視点にしながら、企業社会についてどのように考えるのか、という方向に議論は煮つまっていたと思います。

そうなると、各自が専門とする領域についての論文と、最近の研究会での議論とが、ややずれてくることになりました。それはやむをえないことでしょう。むしろ、今日の議論のレベルに即して、各自の専門領域での研究を再出発させるというように、積極的に受けとめる必要があると思います。そこで、各自が書いた論文をふまえながらも、本書を執筆するなかでの研究会の論議を、今後の研究の新たな方向として確認するという意味で、整理しておきたいと思います。

## ◆企業社会と労働組合

企業社会と労働組合との関連については、木下さんの論文で詳しく論じられています。この論文自身、研究会での報告を基礎にまとめられたものですが、報告の段階でも論議がなされました。詳しくは同論文を参照していただくとして、問題提起の核心部分は産業社会における「ノー・ユニオン」状況ということであり、またそこから派生してくる競争社会や格差社会ということだと思います。

まず、「産業社会」という耳慣れない言葉が提起されましたが、これについては、まだよく理解できないという意見もありました。しかし、企業社会を変革していくうえで、実践的な意味があるという点では、共通していました。その点で、渡辺治氏が展開した「企業社会論」は非常にシャープな切り口で日本社会の問題がえぐられ、迫ってくるような感があるが、他面、「出口」がみえないという意見がだされました。木下さんの問題提起は、「狭義の企業社会」と「広義の企業社会」とのあいだに、つまり「企業社会」の上に「産業社会」というフィールドを設定することによって、渡辺「企業社会論」を補強し、労働者階級のなかの階層構造を浮かび上がらせ、企業社会変革の芽へとつなぎうる理論構成になっているのではないか、と思います。

その産業社会における「ノー・ユニオン」の状態が、企業内における人事考課制度を軸にした労働者間競争とともに、日本を競争社会にしているというのが、木下さんのつぎの立論です。「働き過ぎ社会」と「ノー・ユニオン」状況はコインの裏・表だという発言もありました。ただ、「ノー・ユニオン」といっても、たたかう労働組合は現存しているわけであり、それらを基盤にしながら、産業社会における規制力を形成していく道のりや、多数派になっていく展望については、大きな課題として確認しておきます。

つぎの格差社会についていえば、これまでの企業社会論では競争構造は強調するけれども、格差構造というのはあまり取り上げられてきませんでした。大学・大学院での私の社会政策セミナーでは、この格差構造にこだわってきたと思います。私も、「中小企業労働者・未組織労働者の状態、役割とその組織化」（『労働組合の理論⑤』、大月書店、一九七〇年）や「中小企業の民主的發展と労働組合運動」（『現代の労働組合運動⑧』、大月書店、一九七八年）などを書いてきましたし、港灣業やトラック運輸業などの分析に取り組んできたゼミ生もいます。そういう点では、格差問題には敏感なのかもしれません。

格差構造は、常識的ではあれ、日本社会分析の、やはり、強調すべき点だと思えます。ただ木下さんの提起は、格差問題を産業社会における労働組合の規制力の問題としてだしてきたところに、実践的な意味もついています。同時に、制度的な規制との関連、結合の問題について、今後議論をつめる必要があると思えます。ともすれば、社会政策の規制の水準が低いから格差がある、というところを強調しがちですが、制度による水準を高めていくうえで、格差構造の解消が重要だと考えます。

木下さんは、企業内の競争構造からだけだと格差社会は出てこないものであり、産業社会という概念を入れこむ必要はそこにあると言われましたが、産業別労働条件やナショナル・ミニマムに欠陥がみられることと、日本における格差社会の形成とが深いかわりがあることは重要だと思えます。

もちろん、木下さんの提起に疑問もだされました。木下さんが分析のベースにおいた日本の労使関係論をめぐる、星村さんは、『三種の神器』説のように、雇用や賃金の慣行とか規範、さらにはそれらにかんする企業の労務管理・人事管理・賃金管理の問題と、これに主体的にかかわる労働組合という性格の違う事गरら、制度論的にワンセットで論ずる手法」に疑問を提起し、「木下さんの報告は、『日本的労使関係の三種の神器』という

わゆる通説を、与件として議論しているような印象をうけるが、やはりこの種の議論については批判的な吟味が「必要だ」とコメントしました。

これにたいして木下さんは、この「陳腐な三本柱をあえて強調する」として、「それは日本の労使関係を『労務管理』としてだけではなく、労働者の生活がどのように維持されているのかという観点から、労働者の生活のあり方のシステムとしてとらえる」と答え、また「労務管理と労働組合をワンセットにとらえることについても、逆に変革の主体であるべき労働組合と、企業の労務管理とが、一つのシステムのなかに共存しているところこそ問題の深刻さがある」と答えました。この日本の労使関係と企業社会の関連については、これからの研究会で深めるテーマになるでしょう。

#### ◆社会政策による社会的規制力の弱さ

企業社会と労働組合との関連については、本書でも詳しく論じられています。しかし、企業社会と社会政策との関連については、本書で書かれた労働政策の各論文が、多少専門的なので、企業社会との関連が明確でない点もあります。そこで、社会政策について、研究会で討論された内容を紹介しておきましょう。

木下さんが「働き過ぎ社会」を組合論の立場から「ノー・レギュレーション」という言葉で分析しました。たしかに、一方で、労働組合の規制力の弱さと、他方での公的な福祉・社会政策の水準の低さとが、お互いに補完し合いながら、今日の「働き過ぎ社会」を現出させていると思われまます。企業社会にたいする社会政策としての規制力の驚くべき弱さを解明し、規制の現実的あり方を検討することは、社会政策論のこれからの重要なテーマになるでしょう。

さしあたり、丸谷さんが指摘した点をまとめると、こういうことだったと思います。一つは、社会政策全般というよりも、直接的な「働き過ぎ」にたいする規制についてです。それには水準の問題と、規制の方法の問題とがあります。たとえば、働き過ぎとして現在もっとも端的にあらわれている時間外労働についてみれば、労働基準法の三六協定の問題、さらに残業の割増率の問題など、法制度による規制力の水準自体が低いこと、あるいはそれが欠陥をもっていることです。

同時に規制の方法についても大きな問題があります。行政指導への傾斜、つまり社会・労働政策が強制的な契機を非常に希薄にさせているという問題です。このことを強調されたのは下山房雄氏ですが、社会的規制のあり方として、強制力をもつてするか、あるいは行政指導をもつてするかという点で、行政指導への傾斜は、私もたいへん重要だと思えます。この点は、最近の労働行政がその基調を「労使自治」において、使用者・企業にたいする規制力をいっそう形骸化しようとしているだけに、社会政策論の課題でしょう。こうした特徴は、監督制度の圧倒的な弱さとも関連するのですが、「働き過ぎ社会」と社会政策・労働政策をとらえる場合の論点として、おさえておかなければならないと思います。

もう一つ、丸谷さんが指摘したことは、やや全般的な社会・労働政策の水準、つまり日本の労働者のあり方と社会・労働政策の関係についてです。わが国では、ナショナル・ミニマムというか、ナショナルなレベルでの労働・生活基準がいちじるしく弱かったことが、木下さんが提起したような産業社会レベルで企業社会が確立されていくことの背景になっている、という指摘です。

私も、木下論文にでてくる『なぜ日本人ハ死ヌホド働クノデスカ』を読んで思ったことは、対談の最後で、斎藤茂男さんが、この働き過ぎをなにより労働組合運動の問題としてとらえていることです。労働組合運動が、企

業の従属的な補充物になって、規制力を失ってしまうと、社会福祉政策そのものが犠牲にされてしまう、結局、福祉の面での不安をカバーしようとして、また、企業にすがりついていく、そういう悪循環になっていると述べています。たしかに、このナショナルなレベルでの労働・生活基準の未確立、あるいはいちじるしい脆弱性、これが、労働者を企業社会とその競争的秩序のなかにかり立てている枠組みとして、検討されなければならないでしょう。

社会政策論をめぐる、戦後、論争がありました。社会政策の成立の必然性として階級闘争をカギにするとか、あるいは譲歩の契機が含まれているかどうかなど、いろいろな議論がありました。丸谷さんは、「労働組合で仕事をしています、よく、要は何だということをやせまられる。学問を『要は』といって片づけてはいけないと思うが、要は、社会政策論争が私たちに教えていることは、労働者にとって、自分たちの運動の水準、あるいはあり方が、その国の社会政策の内容、水準、あり方を決めているということだったと思う」と実感を述べています。これは労働組合で働いてきた人の意見としてもっともだと思いません。

八〇年代半ばの社会・労働政策の再編が、七〇年代後半からの労働組合運動の後退と一体だったとすれば、社会政策の内容や水準やあり方が、労働者の運動の水準やあり方に規定されるという、この論点は、あらためて問い直される必要があります。そういう視点から、「働き過ぎ社会」、企業社会と社会・労働政策の関係を明らかにしていくことが、求められると思います。

#### ◆労働問題研究と企業社会論

さて、労働組合による規制力と、社会政策による規制力の問題として、企業社会が論じられましたが、これに

関連して、これまでの労働問題研究の反省、「労使自治」、企業社会「見直し論」、企業社会の克服などについて討論がなされました。まず、企業社会論にかかわって、「日本的なるもの」を重視することが共通の認識になりました。そして、なぜこれが、これまでの労働問題研究でだんだんと軽視されてきたのか、という点が話されました。

研究の歴史からいうと、日本の労使関係の研究は、一九五〇年代、社会政策学会で活発になされました。その後の研究動向を総括してみる必要がありますが、たしかに「日本的なるもの」についての問題関心が高度成長のなかで薄くなっていたと思います。それに代わって、資本蓄積論と、蓄積の結果としての貧困化と状態研究の分野に研究がすすみました。しかし、それと「日本的なるもの」とが整合的になされてこなかったところに問題があります。労働問題研究の動向については、このように資本蓄積の日本的なありようの分析が弱かった、という点あげられます。これが、企業社会分析に、むしろ労働問題研究者がおくれをとった背景といえるのではないのでしょうか。

また同時に、労働問題研究が賃金論、合理化論、組織論という個別分野でなされる傾向が強かったように思われます。さらに労働問題研究の弱さとして指摘しなければならないのは、労働者の状態と、家庭のあり方や学校教育、地域社会、女性問題などとの関係が、切りはなされて分析される傾向があったということです。企業社会論の枠組みでは、これらがお互いに関係し合うものとしてとらえられているのが特徴的です。そのような点では、いままでの労働問題研究に大きな弱点があったことはたしかでしょう。

この点に関連して、今日の研究状況についても、星村さんから「資本蓄積の還元論」という言葉で指摘がありました。「いまの働き過ぎ社会の原因は、資本蓄積の非常な強さにある」という点が強調され、それから、いきな

り右翼的な潮流がたたかわないからだという議論になってしまふ。自分たちが、それなりに築いてきた運動のところで、痛みを感じる面が欠けていたのではないか。つまり、労働者は資本蓄積の犠牲者ということで議論がすすんでしまふ。そこからは対抗する展望が出てこない」という発言でした。

星村さんの発言は、労働者の状態もまた、これまでわれわれが論じてきたような労働組合の規制力、社会政策の規制力という関連でみなければならぬという指摘だと思ひます。資本蓄積は、労働者同士の競争を媒介してなされるわけで、実際は、その競争が貫かれるところもあるし、競争を規制する力が強いところもある、その結果として、労働者の状態がよくもなれば悪くもなる、このようにみるべきでしょう。

このように労働問題研究上で弱点が生まれた背景として、労働組合運動の企業内分断や、春闘への収斂という傾向があったのではないか、という阿井さんの発言がありました。労働現場を総括的につかむという観点から弱かった背景として、経営者側によって運動が企業のなかに分断されるという状況があり、またそれと同時に、大工場を中心に、そこで勝つことを重視するあまり、産業レベルでの横のつながりをもたずに、工場内の運動からなかなかでることができなかった、という指摘です。

それから、労働組合運動全体についても、高度成長以降ずっと春闘中心になり、賃金以外の労働者の労働・生活上の諸分野や、社会政策にたいする課題が、運動の中心に座らなかつたという点についても、賃金闘争の日本的な特質についてあらためて問われる必要があると思ひます。これが阿井さんの論文のテーマです。

ただ、丸谷さんも言っていました、わが国の労働組合運動のなかで、こうした企業主義的な賃金闘争をのりこえる可能性をみせたのが、二〇年前の年金ストだといえるでしょう。七〇年代初めは、高度経済成長の破綻が明確になりつつあつた時期で、生活要求を軸にしなから、労働組合運動の新しい方向が示されつつあつたと思ひ

ます。

堀江正規氏の編集で『労働組合運動の理論』（全七巻、大月書店）が出されるのが、六九年から七〇年にかけてです。この本によって、労働問題研究のなかでは、資本蓄積とかかわらせながら、こうした新しい方向が「闘争領域の拡大」として定式化されました。この点では、年金ストにつながる運動の発展と研究者の仕事にはたしかに連関があつたし、相互の連携というものがあつたと思います。しかし、労働組合運動の後退局面になると、「企業社会」状況が深刻になるなかで、労働問題分析が総体的に立ちおくれ、政治学の分野から「企業社会論」がたされるようになるわけです。

ところで、これまでの労働問題研究の反省とかかわって、企業社会論の提起に共鳴したという発言が、労働組合で働いてきた人からたされたのが印象的でした。阿井さんは、大学院をでてからずっと労働組合で、労働者の意識構造の分析や労働調査の仕事をしてきました。彼女は、「従来労働問題研究は、個別課題については実践的な問題意識から、相当鋭く分析してきましたとは思いますが、それが総合されて、一つの社会認識あるいは行動の指針になることが、あまりなかったような気がする。しかし、企業社会論の発想には、新しい労働運動への、芽とどうか、研究の深まりと同時に現実を変えていくなにかがあるのではないかと感じた」と述べました。

また斎藤さんは大学院を修了して、組合専従になる時期に、革新自治体が崩されていきました。斎藤さんから、「急速に革新の巻き返しがあり、革新自治体の多くが再び保守にとって替わられていった。こうした流れをどう理解するのか、多くの議論はあつたが、どれもじっくりこないもどかしさを感じた。そんなときに渡辺氏の論文を読んで、非常にすっきりした」という発言がありました。企業における労働者支配から、国レベルの保守の強さを説明する渡辺氏の「企業社会論」は、労働問題を研究しつつ実践現場にいるという人には、いっそう共感

が得られたのだと思います。

◆「労使」自治と規制力

この点にかかわって、労働政策が「労使自治」にゆだねられているところからくる、国による規制力の弱さについて、丸谷さんが指摘しました。わが国では近年、「労使自治」がもてはやされ、労使自治は進歩的で経済活動を活性化させるが、法律や制度などを背景とした行政の介入はこれに逆行するもの、という図式が一般化している感があり、労働行政の側も法律で規制をするというよりも、労使の協議でことをすすめたほうが福祉向上につながるという考え方で、労働政策がすすめられています。

つづいて、斎藤さんがこの点にたいする批判をおこないました。「労使自治」といっても、日本と西欧諸国とでは、その中身がかなり違うのではないか、労働組合の社会的規制力に大きな違いがある現状では、「労使自治」ですすめた場合には、労働条件を向上させるよりも、むしろ使用者による労働者支配を強め、さらには格差構造の温存という結果をもたらす面が強いのではないか、ということです。

前提として、労働条件のすべてを法律で規制すべきだという主張は論外であり、法律によらずに、労働組合の規制力を日々強めていく努力をほらいつつ、労働条件の向上を個別企業から産業レベル、全国レベルにまで拡大していく方向で、運動を強めていかななくてはならないのは当然です。その意味では、もしも法依存体質というのが運動側にあるとすれば、それからの脱却を図る必要があります。しかし、だからといって、斎藤さんが指摘するように、現在の日本で「労使自治」が理想型であるかのようにとらえ、法による規制を排除するというやり方をつづけるならば、大企業と中小零細企業のあいだにある格差は決してなくならないし、真の意味での労働条

件の向上も期待できないと思います。労働組合の規制力の弱さが、「労使自治」という形で、社会政策の規制力の弱さに結びついている現実、リアルにみなければならぬ点でしょう。

◆企業社会「見直し論」をどうみるか

つぎに、政府レベルの各種審議会を中心にした企業社会「見直し論」をどうみるか、という問題について討論されました。生活大國論もそうですが、政府サイドの最近の企業社会「見直し論」の評価は、働き過ぎや企業社会を考えるうえで論点の一つだと思えます。そうした方向が、なぜ提起され、その意義がどこにあるのか、あらためて考えてみる必要があります。

経済計画の新しい策定だとか、国民生活審議会の動向だとか、あるいは働き過ぎにかかわって、通産省や労働省の提起などがあります。そのなかにみられる企業中心社会への批判や「生活大國論」には、臨調型の生活観と多少違った生活観が示されています。丸谷さんが強調したのは、自立自助を看板に掲げながら、結果として社会保障を押さえる、これまでの臨調路線が破綻したことを、政府が認めた事実として、やはり大きな意義があるのではないか、ということです。

それでは、政府による企業社会批判や、新しい生活観がなぜできたのか、その背景ですが、だいたい三つの点が議論されました。

第一は、企業社会の矛盾の広がりです。国民のなかにも「企業社会」状況への不安や不満が深まり、政府・財界にも、このままでは企業批判が高まりかねないという危惧があると思えます。現在は、一九七三年オイルショック後につづく第二の企業批判の波といわれています。その端的な例として丸谷さんは、出生率の「一・五七シ

「ヨック」をあげました。産めない社会にたいする危機意識が、企業社会「見直し論」なり、新しい「生活大国論」の提起のなかに読み取れるのではないだろうか、ということです。もちろん、限界があることはたしかですが、やはり、新しい動きとして注目する必要があると思います。そこから、「働き過ぎ社会」の枠組みを変えていく一つの足がかり、つまり、企業社会を批判し、政策的な枠組みを転換する運動は、大きな国民的な支持を得られるだろう、ということをおくみ取ることが必要でしょう。

第二は労働市場の変容です。この点では木下さんが、中間労働市場の形成と関連させて説明しました。オイルショック以降、大企業を中心に賃金の面での能力主義の徹底と、雇用の面で選抜的な強化がすすめられました。選抜的というのは、昇進競争や定年前の雇用管理が厳しくなってきたことです。このように日本の労使関係の基礎である大企業の内部労働市場のなかに、いわば企業内エリートではない人たちの中間労働市場というものを形成する。専門職や女性の一般職ですが、それらが外部労働市場と継続するという構造をつくる。木下さんは、そうした労働市場の変化と対応した日本の労使関係の変容を、脱企業社会的な政策動向の背景として指摘しました。齋藤さんはさらにつけ加えて、終身雇用という観念が拡大し、広域化して企業を超えた終身雇用、企業グループでの継続雇用という考え方をもちこみ、雇用継続をキーワードに、企業の内と外で労働力の流動化がはかられている、と述べました。企業の内と外での労働力の流動化が、たとえば「雇用安定センター」をつうじた雇用の調整という形で、事実上、企業間の直接的な労働力のやりとりにまでつながっている。そうした政策展開によってみれば、企業へのこだわりを打ち破る必要があるわけだから、逆に、企業社会が、労働市場の構造変化にとつての極端になっている面がある、との指摘です。国民生活審議会の報告にしても、政府の「生活大国」論にしても、企業社会がこのままでは、労働市場の変容に対応できないという問題意識があるわけで、この点は見えてお

なければならぬところでしょう。

ところで、これと関連して、政府の政策は「まやかし」かどうか、という討論がありました。斎藤さんはこう述べました。「労働省が最近、政府の政策動向とタイアップして、個人尊重を強調している。個人尊重は最近の労働省の政策展開のキーワードといっているほどである。しかし、実際には、複線型人事管理であつたりする。これからの労働市場の展望を考えると、終身雇用制を変容させて多様化と流動化をはからなければならないとする財界と政府の問題意識が、企業に人間を縛りつける企業社会の問題性と結びついたり理解できなくもない。個人尊重と個人優先社会とは両刃なのではないか」。

また阿井さんも、「経営者の側は、まだ、たかをくくっているような気がする。個人生活優先社会の確立といっても、生活構造審議会の経営者の側の当事者は、承服していないとコメントをし、企業社会の弊害はいわれほどでもないとしている。やはり、生産性重視というか、競争力をもっと強めなくてはいけないと、相変わらず強調している。だから、本来、受けとめなければならない企業の側も、民間大企業の企業別組合の側も、別な認識をもっているような気がする」と述べました。

たしかに、現在は政策当局にしても、転換すべきかどうか、決めかねているようなところがあると思います。丸谷さんも指摘したように、国民生活審議会の中間報告と経済計画としての「生活大国五カ年計画」とは違っているわけで、「五カ年計画」になると、企業社会の弊害といった問題意識は、まったくといっていいほど後退してしまいます。ただ、政策主体の側の危機感にもとづいて、政策動向の基調に新たな変化が生じていることは、見ておくことが重要だと思えます。問題は、「働き過ぎ社会」を規制するうえで、そうした変化を労働組合が主体的にうけとめるのかどうか、ではないでしょうか。

企業社会「見直し論」の背景の第三は、外圧です。木下さんがソニーの盛田会長の「『日本の経営』が危ない」にもとづいて、世界資本主義の再組織化としてとらえる発言をしました。「日米欧の三極構造のなかで、世界資本主義の今後をどうやっていくのか、アメリカ、ヨーロッパが動揺したら、日本の資本主義も危ないのは明らかであり、彼らも危機感としてもっている。だからナショナルな形では今後は対応できないという視角から、日米欧三極構造のなかのいわゆる国際貢献として、彼らも企業社会の修正を考えているのではないか」。木下さんの見方からすれば、それは、資本主義の戦略的な延命策ということになり、日本さえよければいい、ということと突きすすむのはレベルが低いことになります。

議論のなかでも、「民間活力万能」の日本とアメリカとが結んで、福祉国家のヨーロッパを突き崩していく可能性もあるし、効率化社会の日本型のほうがまともな方向なのだと、世界に波及させる可能性もあるという話がありました。これらを含めて、世界資本主義のリーダーの一角としての日本資本主義、という立場から出されてくる企業社会「見直し論」の動きは、注意しなければなりません。その意味で、いまの国際貢献論は、生活大国化や企業社会の見直しを取りこんでなされています。まさに政府の生活大国論はPKOと一体ということにもなります。

さらに、木下さんがつけくわえたのは、外圧の性格についてでした。「金融資本が主導しているという面がたしかにあるとしても、ヨーロッパ全体が合衆国的な方向に統合されてゆくでしょう。その場合、ヨーロッパ・レベルでの社会政策は、高い水準のほうに落ち着く可能性がある。日米欧の資本主義の調整は、社会政策や労働組合運動を抜きにした形ではできない。したがって、ヨーロッパの労働運動の獲得物が日米欧の資本主義の調整を媒介にして波及してくるとみるべきだ。現在の外圧による時間短縮にしても、国際的な労使対抗としての社会政

策、グローバルの形での労働運動の獲得物の波及という点で、積極的にとらえかえしていく必要がある」というのが木下さんの指摘です。この点は、日本の労働者が国際的な視野に立つて運動することが大切だ、ということとして受けとめる必要があると思います。

#### ◆企業社会克服の展望をどう切り開くか

今日の「働き過ぎ社会」や企業社会の問題状況について、組合論と政策論を中心にしながら、私たちは検討してきました。最後に、企業社会からの「出口」についてまとめておきましょう。これについては、一朝一夕には回答は出せないし、今後の検討課題でもあります。そのための視点ということで、整理しておきたいと思います。

まず時代状況として、阿井さんは、「一九二〇年代のアメリカにおける『ノー・ユニオンの時代』に現代日本が類似している。アメリカは、それを三〇年代の産業別労働組合の出現によって克服した。この類推から、三〇年代のアメリカ労働者のたたかいを、日本の労働者は学ばなければいけない」と強調しました。そして、「カンパニー・ユニオン」化した企業別組合の機能を「労使協議制」に限定しつつ、それとは別に企業から自立した真のユニオンを、人権尊重を土台とした市民的原理にもとづいて創りあげることが労働組合運動の目標にしなければならぬ、と発言しました。重要な指摘だと思いますが、そのためには、労働組合論の抜本的な発展が必要だと思います。

同時に、阿井さんは、アメリカだけでなく、一九三〇年代大恐慌からの脱出の道を、男女平等と社会福祉の構築に求めた、北欧などの労働者・労働組合のねばり強い地道な政策転換のたたかいかからも学ぶ必要がある、と述べました。北欧の福祉社会のような安心して老後が過ごせる社会、労働と文化と人間を大切に作る社会、教育と

住宅と老後は基本的に公共でまかなわれる社会、これらの制度をもつ国家への転換を強調しました。高い水準をもった公共分野の存在に支えられる生活を一日も早く創りたいと言われました。働きながら、地域で子育て、教育、障害者福祉など活動してきた彼女ならではの思いでしょうが、それは、企業社会を超えていくことが、どういうイメージなのかを示唆していると思います。

もう一つは、労働組合運動の方向性についてです。丸谷さんは、ヨーロッパ的なユニオニズムをつくっていく方向と、わが国の労働組合運動が賃金闘争を中心に展開されてきたことの反省から、「使用価値視点」というか、仕事そのものへのこだわりからくる、労働組合運動にたいする問題提起があると述べました。ダグラス・ラミスさんが、企業社会克服のカギは労働組合運動の再生にあるとして、しかしそれは、二〇年前の労働組合運動の復活ではなく、「いっしょうけんめい人を犠牲にして自然破壊をして、わけのわからないガラクタをつくっている人は、あまりよくないことをやっている」といった労働倫理（『ナゼ日本人ハ死ヌホド働クノデスカ』）にもとづいた「新しい形の労働運動」を提起していることに、私たちは共感しました。

たしかに、かつて、全駐労が基地反対闘争のなかで基地の点検闘争にとりくんだ経験や、公務員の行政研究活動や、中小企業における労働組合の経営参加の運動などがあります。日本の多くの労働組合には、自分たちの産業のあり方や、仕事の内容について発言し、また学び合っていくという運動があり、公務員の組合では政策提起までおこなっています。これらはヨーロッパにはない運動だと思っています。

ただ、このような運動を組合論からどうとらえ、またそれが、ヨーロッパ的な組合運動とどう重なるのか、まだ検討課題といえましょう。さしあたり木下さんから、大まかな枠組みとして、ということできりあげました。二一世紀労働運動を構想するとき、第一は労働者としての側面からするユニオニズムの再生、第二は生産者とし

ての側面から、誤解を恐れずにいえば、サンジカリズムの現代的復権としての「ポスト・フォーダイズム期の労働運動」の構築、第三が生活する市民としての社会運動と労働組合運動との結合、この三つを総合化していく運動構造が必要であり、二一世紀に入るぐらいにまでにはその足がかりがつけられればよい、という提起でした。

さらに第二の提起にかんして、労働者がなにをつくっているのかという「社会的有用生産」の視点からする運動を発展させるならば、企業別という枠組みは超えられるのではないか、つまり、それは産業別労働条件規制とともに、企業別労働組合運動の問題性を克服する、あと一つの水路といえるのではないか、という指摘がありました。たしかに、「ガラクタ」ばかりつくらされて過労死させられるまで働くという現実のなかで、自分の労働のあり方にたいする関心が広がっているわけで、そこから企業社会を超える労働運動の方向があるのではないか、という気がします。

本書では、このように企業社会を克服する方向について、検討していくうえで視点がだされています。まだ全面的ではないと思いますが、これらの問題を解明していくだけでも、多くの研究作業が必要とされるでしょう。これまで討論してきたことを中間地点として、新たな気持ちで研究活動を始めたいと思います。

## 執筆者

田沼 肇 (たぬま はじめ)

1926年生まれ、1948年東京大学経済学部卒業、法政大学名誉教授  
木下武男 (きのした たけお)

1975年法政大学大学院修士課程修了、法政大学社会学部非常勤  
講師

阿井 悠 (あい ゆう)

1969年法政大学大学院修士課程修了、現代社会研究所所属

斎藤 力 (さいとう ちから)

1980年法政大学大学院修士課程修了、全労働省労働組合中央執  
行委員

丸谷 肇 (まるたに はじめ)

1973年法政大学大学院修士課程修了、鹿児島経済大学助教授、  
前国公労連調査部長

星村博文 (ほしむら ひろぶみ)

1978年法政大学大学院修士課程修了、法政大学社会学部非常勤  
講師

## 労働運動と企業社会

---

1993年11月12日第1刷発行©

定価はカバーに表示してあります

編者 田 沼 肇

発行者 平 智 享

---

〒113 東京都文京区本郷2-11-9

発行所 株式会社 大月書店 印刷 三晃印刷  
製本 田中製本

電話(営業)3813-4651(編集)3814-2931 振替 東京3-16387

---

Printed in Japan

本書の内容の一部あるいは全部を無断で複製複製(コピー)することは  
法律で認められた場合を除き、著作者および出版社の権利の侵害とな  
りますので、その場合にはあらかじめ小社あて許諾を求めてください

ISBN4-272-31031-3 C0036

ISBN4-272-31031-3 C0036 P2600E

定価2600円(本体2524円)